

大阪市告示第1697号

次の施設について、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第3条第2項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年12月12日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|-------------|--------------|------------------|
| 大阪市立西三国センター | 令和7年1月12日（月） | 午前9時から 午後5時まで |

2 臨時休館

| 施設名 | 年 月 日 |
|-------------|----------------------------|
| 大阪市立西三国センター | 令和7年12月28日（日） |
| | 令和8年1月4日（日） |
| | 令和8年1月6日（火） |
| 大阪市立三国センター | 令和7年12月28日（日） |
| | 令和8年1月4日（日） |
| | 令和8年1月6日（火）から 同月8日（木）まで |
| 大阪市立東三国センター | 令和7年12月28日（日） |
| | 令和8年1月4日（日） |

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| 大阪市立北中島センター | 令和 7 年 12 月 27 日（土） |
| | 令和 8 年 1 月 5 日（月）から 同月 7 日（水）まで |
| 大阪市立宮原センター | 令和 7 年 12 月 28 日（日） |
| | 令和 8 年 1 月 4 日（日） |
| 大阪市立啓発センター | 令和 7 年 12 月 27 日（土）から 同月 28 日（日）まで |
| | 令和 8 年 1 月 4 日（日） |
| | 令和 8 年 1 月 6 日（火）から 同月 7 日（水）まで |
| 大阪市立柴島センター | 令和 7 年 12 月 27 日（土）から 同月 28 日（日）まで |
| | 令和 8 年 1 月 4 日（日） |

3 供用時間の変更

| 施設名 | 年　月　日 | 供用時間 |
|-------------|---------------------|-----------------------|
| 大阪市立西三国センター | 令和 7 年 12 月 27 日（土） | 午後 9 時から 午後 11 時まで |

（環境局環境管理部環境規制課）